

ロースクールへ「法科の中央」の取り組み

法科大学院開設準備室副室長
法学部教授

おおむらまさひこ
大村雅彦



(1)なぜ法科大学院なのか

法科大学院(またはロースクール)という言葉を目に(目に)された読者は、もうすでに多いことと思います。

しかし、それがどういうものなのか、よく分からないという方も多いと思われるので、ここでは法科大学院とは何かについて、また、今後の動向について、簡潔にご紹介することにします。

法科大学院とは、裁判官・検察官・弁護士といった、いわゆる法曹三者(実務法律家)を養成することを目的とする、新しいタイプの大学院です(今存在する法学研究科という

大学院とは異なり、専門職大学院と呼ばれています)。つまり、将来は、法曹になるには原則として法科大学院に行かなければならないということなのです。それは一体なぜなのでしょう。

現在は、法曹になるのに、大学院へ行く必要はなく、それどころか、大学法学部を卒業する必要もないのです。現に、理学部などの学部出身者や高卒者が、司法試験を受けて法曹になっています。それには、受験予備校が大きく関与しています。法学部の学生でさえ、試験に直接役立つという理由で大学の授業を軽視し、多くは受験予備校に通っているのが実態です。

法曹ふやせの要請と

レベルの低下

ところが、そのような最近の実情は、法曹人口を増加させよという経済界その他社会の要求に対応して司法試験合格者数が徐々に拡大されてくる(1昨年から約1000人)とともに、限界を露呈してきました。司法試験の論文式答案を採点した人にはすぐ分かるのですが、予備校の試験対策テキストの丸暗記らしき答案が多く、一部の答案を除き、出来は低調なのに、そこに無理やり差を付けて合否を決定しているという印象です。答案が4つか5つのタイプに分類できるのは、大手予備校の数

に照応しているのでしょうか。このような选拔試験で、本当に法曹としての適格者の選抜が適切にできているのか、採点していて疑問を感じます。

確かに、今の制度は法曹への道が誰にでも開かれている公平な制度だという利点があります。しかし、考えてみると、医者になるのに医学部に行かなくても、医師国家試験に受かりさえすればいいといえるのでしょうか。法曹だって、「国民の社会生活上の医師」ともいわれ、法律上の権利利益を守る重要な専門職であり、裁判官なら被告人に死刑判決を下すこともあるのです。予備校で試験科目についてだけ要領よく試験対策的な勉強をし、あとは司法研修所で実務の訓練だけ受けて、それで法曹として立派な人が育つのでしょうか。研修所でも、最近では修習生の質の低下に手を焼いているようです。そもそも、今の司法試験は、ほとんどの受験生にとっては、高額な費用を予備校に払って3〜4年通わな

いと合格が難しく、資本力競争といわれる一面もあります。このような現状の下で、法曹人口増員の声に答えて合格者数だけどんどん引き上げていくと、一体どういうことになるのか。合格者数が引き上げられると受験者人口が増えますから、お客が増える予備校は大喜びですが、質のよくない法曹を放出することによるリスクは一般市民が被ることにあります。

専門職大学院 「点から線へ」

これを何とか軌道修正すべきであるとして、「司法制度改革審議会」が考えたのが、法科大学院です。つまり、従来の法学部はむしろ企業に就職する人や公務員を希望する人が学生の多数を占めていることから、専門的な法学教育をすることができず、現在のような状況になってしまっている。そこで、法曹志望者だけを専門的に教育する専門職大学院

を作り、司法試験を受ける前に、法科大学院で法曹養成に必要なカリキュラムの下に実務家教員も交えてケース・メソッドにより専門的な法学教育を幅広く受けさせ、それを修了した人たちには合格率7割程度の新司法試験の受験資格を与えようという考え方です。

これは、アメリカのシステムを参考に行っているのでロースクールとも呼ばれますが、アメリカには法学部がなく、いろいろな学部から法科大学院へ進学するのに対し、日本では法学部があるので、これを考慮せざるを得ないことから、アメリカの制度とは若干異なる面が出てきます。それはともかく、試験で合格しさえすればOKというシステムから法科大学院という専門教育システムへ、つまり、「点から線へ」という制度転換が答申され、法科大学院制度を通じて法曹志望者の質的向上を図りつつ、法曹人口を増員しようということになりました。政府もこれを導

入することを2002年3月に閣議決定しました。現在、法科大学院の設置基準、第三者評価基準、新司法試験の科目・方法等が各機関で審議されており、今年の秋には立法化される予定です(2004年4月法科大学院開設予定)。

04年開設、 06年から新司法試験制度

では、現在の司法試験はどうなるのでしょうか。現行司法試験は2010年までは一応存続させるものとされています。法曹人口増員の社会的要求に応じて、現行司法試験の合格者数は今後も徐々に増やされ、2005年頃には15000人規模になるでしょう。しかし、2006年から新司法試験が実施されますので、それに伴い減少していきます、2007

年か08年以降の現行司法試験の合格者数は数百人以下になるでしょう。2010年をもって現行司法試験は廃止され、2011年からは新司法

試験だけとなり、合格者数は3000人とされる予定です。

(2)法科大学院の教育

中央大学は、よりよい法科大学院を都心に設立し、中大生を中心として多様な学生を迎え入れ、優秀な法曹の卵をたくさん育てなければならぬと考え、昨年12月初めに、中央大学法科大学院開設準備室を立ち上げました。小島武司教授が室長、丸山秀平教授および筆者が副室長に委嘱(後に中野目義則教授も副室長に追加委嘱)されるとともに、合計20人の教授で構成される開設準備室実行委員会も発足しました。

法学既修者は2年で 修了

法科大学院は学部で法律学以外の専攻を学んだ学生(法学未修者)も入学することができます、3年間で標準的な修業年限ですが、法学部で法律学をすでに学び、かつ相当の力があ

ると認定された学生（法学既修者）は1年短縮されて2年で卒業可能です。入学定員としては300人（法学既修者200人、法学未修者100人）を考えています。

中央大学法科大学院のカリキュラムは、まだ暫定案ですが、概略次のような構成になっています。

〔Ⅰ〕基本法律科目 憲法、行政法、公法演習、民法、商法、民事訴訟法、民事法演習、民事法総合演習、刑法、刑事訴訟法、刑事法演習など

〔Ⅱ〕実務基礎科目 法曹倫理、事実認定基礎論、模擬裁判、ロイヤリング、リーガル・クリニック（法律相談実習）、エクスターンシップ（全国の提携法律事務所での入門的実習）など

〔Ⅲ〕基礎法学・外国法科目 法理学、アメリカ公法・私法、EU法など

〔Ⅳ〕展開・先端科目 金融取引と法、経済法、ビジネス法務、倒

産処理法、知的財産法、憲法訴訟論、国際人権法など

法科大学院の入試科目はまだ決まっていますが、法学既修者として入学したい人には、基本六法程度の法律科目試験があるでしょう。ただし、その前に新たな「適性試験」（全国統一試験）を受験しなければなりません。これは法学には関係のない、推論・判断能力の試験であり、法学未修者も既修者も受験する必要があります。また、学部での成績も合否判定の参考資料とされます。奨学金制度も設けられるでしょう。

（3）今後の展望

2004年4月の法科大学院開設まで、残り1年と半年くらいになりました。

最近、法科大学院は、全国でいくつかつ設立されるのか、文科省は特に制限をせずに広く設立を認めて自由競争に委ねるのではないか、その結果相当多くなるのではないかと

いう予測が有力です。多くなれば、法科大学院への入学競争は緩和されるかもしれません。新司法試験の平均合格率は、受験有資格者数が増える分、低くなりそうです（7割という見通しは立たない恐れがあります）。しかし、今のような現行司法試験の合格率（3%）よりはおそらく遙かにましであり、また、自分の将来の希望専門分野を見据えた法科大学院での科目履修により、自分に付加価値をつけることができるでしょう。現行司法試験と、法科大学院・新司法試験と、当面は2つのルートがあります。2004年春に学部を卒業予定の人は、法科大学院を中心に考えるべきでしょう。

いずれにせよ、個人の力量・努力、環境等にも左右されますので、十分に熟慮して各自にあった選択をしてほしいと思います。

※本稿は02年6月末段階での情報に基づいて執筆しています。その後、多少状況の変化があるかもしれないことをお断りしておきます。

